

## 【43用語】

【請証文・うけしょうもん】「請書」ともいう。命令などに対する承諾書、金品などを受け取った旨を記して上申した文書

【見分・けんぶん】役人などが立ち会い検査すること、状況を査察すること

【吟味・ぎんみ】物事をよく調べること、罪状を調べただすこと、尋問

【異変・いへん】普通と違う出来事、異常な事態

【下知・げち】身分の上の者が下の者に指図・命令すること

【奉畏・かしこみたてまつる】ひたすら恐れ入ります

## 【43解説】

江戸時代前期には捨て子がかなり多く見られ、誰も拾う者がなく餓死することも往々にあつたといわれている。しかし、『御触書寛保集成』所収の元禄三年（一六九〇）十月の覚書には「捨て子致し候事、弥御制禁に候、（中略）此上捨て子仕候ハヽ、急度曲事たるべき者也」とあるように、江戸中期には、捨て子が厳しく禁じられ、捨て子をした者は処罰されることになった。また養育できない時は、主人または五人組や村役人などへ届け出て、その村で養育したことが幕府の触書などからうかがうことができる。

本文書は、中山道の宿場でもあつた緑埜郡笛木新町（現、高崎市）の村役人らが幕末の安政三年（一八五六）九月、幕府代官の川上金吾助役所へ提出した捨て子養育証文である。名主の屋敷内で見つかったこの捨て子の性別や年齢は明らかではないが、幕府の勘定奉行石谷（いしがや）因幡守穆清（あつきよ）の命をうけて村で養育することになり、もし何か問題が生じた際には領主へ報告するよう指示されていることがわかる。なお、この子がその後どのように成長していったのか定かでないが、たいへん興味深い資料である。